

低炭素建築物認定 手数料一覧表

令和7年4月1日 改正

① 一戸建て住宅の場合

					変更認定			
	適合証の提出あり	適合証の提出なし			適合証の提出あり	適合証の提出なし		
		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
一戸建て住宅	4,000	17,000	24,000	33,000	2,000	8,500	12,000	16,500

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。

② 共同住宅等の住棟全体又は複合建築物の住宅部分のみの場合

次の「A.戸数に応じた額」に「B.共用部分の床面積に応じた額」を加算した額(A+B)

A.戸数に応じた額

					変更認定			
認定住宅の戸数の区分	適合証の提出あり	適合証の提出なし			適合証の提出あり	適合証の提出なし		
		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
1戸	4,000	17,000	24,000	33,000	2,000	8,500	12,000	16,500
1戸を超え5戸以下	9,000	32,000	49,000	67,000	4,500	16,000	24,500	33,500
5戸を超え10戸以下	15,000	46,000	69,000	94,000	7,500	23,000	34,500	47,000
10戸を超え25戸以下	26,000	66,000	100,000	133,000	13,000	33,000	50,000	66,500
25戸を超え50戸以下	43,000	100,000	145,000	191,000	21,500	50,000	72,500	95,500
50戸を超え100戸以下	78,000	152,000	213,000	274,000	39,000	76,000	106,500	137,000
100戸を超え200戸以下	124,000	216,000	294,000	371,000	62,000	108,000	147,000	185,500
200戸を超え300戸以下	156,000	280,000	383,000	487,000	78,000	140,000	191,500	243,500
300戸を超えるもの	167,000	318,000	445,000	572,000	83,500	159,000	222,500	286,000

B.共用部分の床面積に応じた額

			変更認定	
共用部分の床面積の区分	適合証の提出あり	適合証の提出なし	適合証の提出あり	適合証の提出なし
300㎡以内	9,000	106,000	9,000	106,000
300㎡を超え1,000㎡以内	16,000	134,000	16,000	134,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	26,000	175,000	26,000	175,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内	78,000	273,000	78,000	273,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	124,000	351,000	124,000	351,000
10,000㎡を超え25,000㎡以内	156,000	420,000	156,000	420,000
25,000㎡を超えるもの	196,000	489,000	196,000	489,000

注1)長屋、寄宿舎については共同住宅として手数料を算定する。

注2)住戸によって異なる評価方法を用いる場合は、評価方法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた手数料とする。

注3)共用部分がない場合はBの額を0とする。

注4)変更認定の場合、変更に係る戸数の区分に応じて定める額に、変更に係る共用部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合は、これに増加する床面積を加算した面積)に応じて定める額を加算した額とする。

ただし、計画変更が住戸部分のみの場合はBの額を0とし、計画変更が共用部分のみの場合はAの額を0とする。

③ 非住宅建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

			変更認定	
非住宅部分の床面積の区分	適合証の提出あり	適合証の提出なし ()は工場等※1の場合	適合証の提出あり	適合証の提出なし ()は工場等※1の場合
300㎡以内	9,000	234,000 (106,000)	9,000	234,000 (106,000)
300㎡を超え1,000㎡以内	16,000	291,000 (134,000)	16,000	291,000 (134,000)
1,000㎡を超え2,000㎡以内	26,000	374,000 (175,000)	26,000	374,000 (175,000)
2,000㎡を超え5,000㎡以内	78,000	533,000 (273,000)	78,000	533,000 (273,000)
5,000㎡を超え10,000㎡以内	124,000	654,000 (351,000)	124,000	654,000 (351,000)
10,000㎡を超え25,000㎡以内	156,000	771,000 (420,000)	156,000	771,000 (420,000)
25,000㎡を超えるもの	196,000	880,000 (489,000)	196,000	880,000 (489,000)

※1 工場等…国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等)

注1)変更認定の場合、非住宅部分の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合は、これに増加する床面積を加算した面積)に応じて定める額とする。

④ 複合建築物の全体の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①または②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

⑤ 認定申請に併せて建築確認審査の申出がある場合(法第54条第2項)

上記認定手数料に、棟全体の延べ面積に対する建築確認手数料及び昇降機確認手数料(該当する場合のみ)を加算する。